

東京ケーブルネットワーク加入契約約款

東京ケーブルネットワーク株式会社（以下「甲」といいます）と同社が提供する放送サービスを受ける者（以下「乙」といいます）との間に締結される東京ケーブルネットワーク加入契約（以下「加入契約」といいます）は、この約款を適用するものとします。

第1条（甲の業務）

甲は、甲が定めるサービス提供区域内において、乙のために次の各業務（以下「サービス」といいます）を行いません。

- (1)甲において受信可能なテレビジョン放送、ラジオ放送（FM放送およびデジタル放送）およびデジタルデータ放送を有線により再放送するサービス。（但し、第4条2項に定めるV-ONUもしくはR-ONUを設置している場合ラジオ放送の再放送不可となります。）
- (2)テレビジョンによる甲の自主制作放送番組を有線により放送するサービス。

第2条（加入契約の成立）

- 1.加入契約は、乙が甲所定の加入申込書を甲に提出し、甲がこれを承諾したときに成立します。
- 2.前項の規定にかかわらず、甲は、次の各項目に該当する場合は、申込みを承諾しないことができるものとします。また、甲は承諾後も次の各項目に該当することが判明した場合において、違約の責めを負うことなく承諾を取り消すことができるものとします。
 - (1)甲のサービスの提供が物理的あるいは、技術的な理由等によって困難な場合。
 - (2)乙が債務の履行を怠ったことがあるなど、本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合。
- 3.甲は加入申込みが成立した場合、乙に対し、放送法第150条の2で交付を義務づけられている書面（以下、この書面を「契約書面」といいます。）を発送します。

第2条の2（乙からの初期契約解除）

- 1.放送法その他の法令により初期契約解除制度の適用がある場合、乙は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内は、書面をもって加入契約の解除（以下、「初期契約解除」といいます。）ができ、その効力は解除する旨の書面を発したときに生じます。ただし、法人名義での契約については、初期契約解除制度の適用対象外となります。
- 2.甲が乙に対し、初期契約解除制度に関して不実のことを告げたことにより乙が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、乙が改めて初期契約解除を行うことができる旨を記載して交付した書面（不実告知後書面）を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、乙は加入契約を解除できます。
- 3.乙が契約解除を求める書面の宛先及び記載例は、別紙の通りです。
- 4.甲は乙に対し、あらかじめ甲が料金規定に定める額を上限として、契約解除までに提供されたサービスの利用料、工事料および事務手数料を請求できるものとします。これらの料金について、甲は乙に対し、割引及びキャンペーンの適用前の通常料金（サービス利用料は、料金規定に定める月額利用料の30分の1に利用日数を乗じた金額とし、工事料は、料金規定に定める標準工事に該当する金額）を請求できるものとします。
- 5.加入契約の初期契約解除の時点で、甲が既に金銭等を受領している場合には、甲は、これを乙に返還します。ただし、甲は、本条第4項に基づき甲が乙に対し請求できる額を上限として、金銭等を返還しないことができます。

第3条（加入契約料および各種の料金）

- 1.乙は、甲に対し、料金規定に従って、加入契約料および各種の料金を支払うものとします。ただし、甲は加入契約料、引込工事費あるいは宅内工事費等を減額する場合があります。
- 2.甲が1ヶ月間のうち継続して10日間以上全くサービスを行なわなかった場合は、当該月分の各種の料金は全て無料とします。
- 3.甲は、諸物価の変動、設備の改善またはその他の事由によって加入契約料または各種の料金等が不当となったときは、料金規定の全部または一部を改定することができます。ただし、この場合、甲は、事前に乙にその内容を通知するものとし、通知があった日の属する月の翌月1日から改定後の料金規定を適用するものとします。

4. 日本放送協会（以下「NHK」といいます）の定めによるテレビ受信料（衛星放送受信料を含みます）は甲が定めた利用料に含まれていません。乙がNHKと受信契約を締結していない場合は、別途NHKと所定の受信契約を締結する必要があります。

第4条（端末および付属物の貸与及び利用料）

1. 甲は、乙に対し、端末および付属物を貸与するものとし、乙は、甲から貸与を受けた端末および付属物のみ使用し、他の端末および付属物を使用することはできません。
2. 甲から乙に貸与する端末および付属物は以下の通りとします。
映像用回線終端装置 V-ONUもしくはR-ONU（以下「映像用ONU」といいます）
端末 セットトップボックス（以下「STB」といいます）
付属品 リモートコントローラー、登録番号を付したデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」といいます）および登録番号を付したデジタルケーブルテレビ用ICカード（以下「C-CASカード」といいます）、取扱説明書
3. 乙は、料金規定に定める端末および付属物の利用料を甲に支払うものとし、
4. 乙は、加入契約が終了した場合には、直ちに端末および付属物を甲に返還しなければなりません。この返還の方法は甲が指定する方法に従うものとし、

第5条（施設の設置および費用の負担等）

1. 甲の放送センターから端末までの施設（以下「本施設」といいます）のうち、放送センターからタップオフもしくは光クロージャまでの施設の設置に要する費用は甲が負担し、タップオフもしくは光クロージャの出力端子以降の施設の設置に要する費用は乙が負担するものとし、
2. 本施設のうち、放送センターから保安器もしくは映像用ONUまでの施設（以下「甲施設」といいます）および端末は甲が所有し、保安器もしくは映像用ONUの出力端子以降の施設のうち端末を除く施設（以下「乙施設」といいます）は乙が所有するものとし、
3. 前2項の施設の設置工事は、甲もしくは甲が指定または承諾する業者によって行なうものとし、

第6条（各種の料金および諸費用等の支払い方法）

1. 乙が甲に支払う加入契約料、各種の料金および端末および付属物の利用料の支払い方法は、料金規定の定めに従うものとし、
2. 前項のほか、乙は、この約款の定めに従って乙が負担する諸費用その他の金銭債務を、甲から請求があった日から1週間以内に、甲の指定する方法に従って甲に支払うものとし、

第7条（遅延損害金）

乙が甲に支払う料金等の支払いを遅延した場合は、乙は、遅延期間につき年利14.5%の遅延損害金を甲に支払わなければなりません。

第8条（管理責任および免責事項等）

1. 甲は、甲施設について維持管理責任を負い、乙は、乙施設について維持管理責任を負うものとし、
2. 乙は、甲施設の維持管理のために、甲が一時的にサービスを停止することがあることを予め承諾し、事由の如何を問わずこれに対して異議を述べることはできません。
3. 天災地変等のやむを得ない事情によって、本施設が壊滅または損壊した場合、もしくは、乙施設に起因する事故が生じた場合には、甲は一切責任を負わないものとし、ただし、甲施設および乙施設の修復に要する費用がいずれも僅少であって修復が容易なときは、甲乙は、それぞれの施設を各自の費用をもって修復するものとし、

第9条（設置場所の無償使用等）

1. 甲は、本施設を設置するために必要な限度において、乙の所有または占有する敷地もしくは家屋その他の構築物等を無償で使用することができるものとし、
2. 乙は、本施設の設置について、地主、家主その他の利害関係人に対し、予め必要な承諾を得ておくものとし、本施設の設置について利害関係人との間に後日紛議が生じた場合にも、甲は一切責任を負わないものとし、

第10条（立入検査等への協力）

乙は、本施設の検査または修理を行なうために、甲または甲の指定する業者が乙の所有または占有する敷地もしくは家屋その他の構築物に出入りすることについて協力を求めた場合は、常にこれに協力し適宜の措置を講ずるものとします。

第11条（施設の修復および費用の負担）

- 1.甲は、乙から受信異常がある旨の通知を受けた場合は、これを調査し必要な修復を講ずるものとします。
- 2.受信異常の原因が乙施設に起因する場合は、その修復に要する費用は乙が負担するものとします。
- 3.受信異常の原因が端末および付属物に起因する場合は、端末および付属物の構造上または設置上の瑕疵による場合を除き、その修復に要する費用は乙が負担するものとします。

第12条（放送内容の変更および終了）

甲は、放送内容を随時変更または終了することができるものとします。乙は、これに起因して発生した損害について、一切甲に請求する事はできないものとします。

第13条（加入申込書記載内容の変更）

- 1.乙は、加入申込書の記載事項のうちサービス内容の変更を希望する場合は、C-CASカードの登録番号を明示してその旨を甲に通知し、その後、甲が指定する方法に従って必要な申し出をするものとします。
- 2.甲は、前項の申し出があった場合には、速やかに乙と協議のうえ新たなサービス内容を特定するものとします。
- 3.乙は、第1項の場合のほか、加入申込書の記載事項の一部の変更を希望する場合は、C-CASカードの登録番号を明示してその旨を甲に通知するものとし、この場合、以後の措置は甲の指示に従うものとします。

第14条（設置場所の変更等）

- 1.乙は、転居等により乙施設を移設する必要がある場合は、1ヶ月以上前に書面をもってその旨を甲に申し出るものとします。この場合、甲は、サービス提供区域内であって引込工事が可能な場所に限り、その移設を認めるものとします。
- 2.前項の移設に必要な工事は、甲または甲が指定または承諾する業者が行なうものとします。ただし、工事に要する費用は乙が負担するものとします。

第15条（地位の譲渡および名義書換料）

- 1.乙は、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、加入者としての乙の地位を第三者に譲渡することはできません。
- 2.乙は、前項によって乙の地位を第三者に譲渡する場合は、甲に対し、別途料金規定にて定めた名義書換料を支払うものとします。

第16条（乙の申出によるサービス提供の一時停止等）

- 1.乙は、サービスの提供を受けることを一時停止またはその再開を希望する場合は、書面をもってその旨を甲に申し出るものとします。
- 2.サービス提供の一時停止は、毎月1日から末日までの1ヶ月間を1単位とするものとし、この単位以外の停止は認められません。
- 3.乙が一時停止を申し出た場合は、その日の属する月の翌月1日から再開を申し出た日の属する月の前月末日までの期間の各種の料金に限り無料とします。
- 4.前項の定めにとらえず、乙は、一時停止期間中であっても、端末および付属物の利用料を支払わなければなりません。

第17条（禁止事項）

- 1.乙は、本施設を改変することはできません。
- 2.乙は、甲がサービスとして提供した番組の内容を第三者のために録画または録音することはできません（このことは法令により禁止されています）。

第18条（乙からの解約）

- 1.乙は、加入契約を解約しようとする場合は、甲に対し、1ヶ月以上前に書面をもって予告しなければなりません。この場合、加入契約は予告期間満了の日に終了します。
- 2.乙は、甲に対し、前項の予告に代えて、1ヶ月分の各種の料金を前納することによって、加入契約を即時解約することができます。
- 3.乙は、第4条第4項の定めに従わず、端末および付属物の返還を怠った場合には、甲に対して料金規定の定めにより賠償金を支払うものとします。

第19条（最低利用期間）

- 1.加入契約には次項以下に定める最低利用期間があります。
- 2.最低利用期間は、甲が乙に対して放送サービス提供を開始した日の属する月の翌月1日から起算して6ヶ月間とします。但し、業務放送サービスを締結した場合の最低利用期間については、別途「業務放送サービス申込書」に準じます。
- 3.最低利用期間内に乙が前条の定めに従って加入契約を解約、もしくは甲が第21条の定めに従って加入契約を解除した場合には、乙は、甲が定める期日までに、料金規定の定めにより解除料を支払うこととします。
- 4.甲が次条の定めに従って加入契約を解除する場合においても前項は適用となります。
- 5.本条第2項の定めに関わらず、乙が料金規定に定める最低利用期間が2年間のBD内蔵STB（A機種）、を利用する場合は、放送サービスとは別に最低利用期間が適用されます。乙は、サービス提供を開始した日の属する月の翌月を1と起算して24ヶ月の契約期間内に契約の解除があった場合には、契約解除の日の属する月の翌月末までに一括で料金規定の定めによる違約金を支払っていただきます。
- 6.本条第2項の定めに関わらず、乙が料金規定に定める最低利用期間が2年間のBD内蔵STB（B機種）を利用する場合は、放送サービスとは別に、利用するBD内蔵STB1台毎に最低利用期間が適用されます。乙は、設置工事が完了した日の属する月の翌月を1と起算して24ヶ月の契約期間内に契約の解除、または別機種への交換があった場合には、契約解除日、または別機種への交換日の属する月の翌月末までに一括で料金規定に定める違約金を支払っていただきます。

第20条（乙の義務違反によるサービス提供の停止）

- 1.乙が、加入契約料または各種の料金の支払いを遅延したとき、または、この約款に違反する行為をしたときは、甲は、直ちにサービスの提供を停止することができます。
- 2.乙は、前項によってサービスの提供を停止された場合においても、停止された日の属する月の末日までの分の各種の料金を甲に支払わなければなりません。
- 3.乙は、停止期間中であっても、料金規定に従って、端末および付属物の利用料を支払わなければなりません。
- 4.乙は、サービスの提供を停止された場合は、違反行為を是正したうえ各種の料金その他の金銭債務の未払額の全額を甲に支払うことによってサービス提供の再開を申し出ることができ、この場合、甲は、乙の申し出に応ずるものとします。ただし、乙は、再開を申し出た日の属する月の分の各種の料金を支払わなければなりません。

第21条（解除および損害賠償）

乙が、加入契約料または各種の料金の支払いを遅延したとき、または、前条によってサービスの提供を停止された日から1ヶ月以内にその再開を申し出なかったとき、もしくは、この約款に著しく違反する行為をしたときは、甲は、乙に対し、何らの催告をすることなく直ちに加入契約を解除し、かつ、これによって被った損害の賠償を請求することができます。

第22条（反社会的勢力の排除について）

- 1.乙は、甲に対し、加入契約時に次の各号のいずれにも該当しないことを確約し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1)暴力団及びその構成員若しくは準構成員
 - (2)暴力団関係企業及びその役員若しくは従業員
 - (3)社会運動を標榜して不当な利益・行為を要求する団体及びその構成員
 - (4)その他前各号に準ずる者、反社会的勢力の構成員若しくはこれらの関係者等
- 2.加入契約後、乙が前項(1)から(4)に定める事項のいずれかに該当することが判明した場合、甲は、なんら催告することなく本契約を解除することができ、これによる乙の損害を賠償する責を負いません。

第23条（契約の当然終了）

下記の各号に該当するときは、加入契約は当然に終了するものとします。

- (1)第8条第3項の場合において、甲施設または乙施設の修復に要する費用が多額であって、甲または乙のいずれかが修復を希望しない旨を相手方に通知したとき。
- (2)第14条第1項の場合において、乙の移設先がサービス提供区域外であるときまたは引込工事が不可能なときであって、甲がその旨を乙に通知したとき。

第24条（契約終了後の措置）

解約、解除またはその他の事由によって加入契約が終了したときは、下記に従って処理するものとします。

- (1)乙は、既に支払い済みの加入契約料および各種の料金の返還を請求することができません。
- (2)乙は、未払いの加入契約料および契約終了日までの各種の料金その他の金銭債務の未払額の全額を、契約終了日後1週間以内に甲に支払うものとします。
- (3)甲は、契約終了日後任意の日に甲施設および端末および付属物を撤去します。この場合、乙は、甲または甲が指定する業者が行なう撤去工事に一切異議を述べることができず、かつ、乙の所有または占有する敷地もしくは家屋その他の構築物に対して撤去工事に通常伴う損傷が生じた場合にも、甲に対し、損害賠償その他一切の請求をすることができません。
- (4)前号の撤去工事に要する費用のうち、甲施設の撤去工事に要する費用は甲の負担とし、端末および付属物の撤去工事に要する費用は乙の負担とします。

第25条（B-CASカードおよびC-CASカードの取扱いについて）

- 1.B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャス（B-CAS）カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
なお、B-CASカード再発行費用については料金規定の定めによります。
- 2.C-CASカード所有権は、甲に帰属し、甲は乙にSTB1台につき1枚のC-CASカードを貸与するものとし、乙はSTBについての加入契約が終了したときは、C-CASカードを甲に返還するものとします。
また、甲は必要に応じて、乙にC-CASカードの交換および返還を請求できるものとします。
- 3.B-CASカードおよびC-CASカードのデータの追加、変更および改ざんは禁止されており、それらが行なわれたことによる甲および第三者に生じた損害または利益損失については、いかなる事由によるものであっても乙が賠償するものとします。また、乙がB-CASカードまたはC-CASカードを破損または紛失した場合には、料金規定に従って甲に再発行手数料を支払うものとします。

第26条（ACASチップ）

- 1.ACASチップとはSTBに搭載されることによりSTBを制御する新CAS方式（2K、4K及び8K放送に対応した衛星デジタル有料放送サービスの限定受信方式）が組み込まれた、STBの製造・販売業者等が販売会社から部品として購入しSTBに実装されるICチップになります。
- 2.甲はSTBごとに搭載されているACAS番号により、加入コースの登録または変更をいたします。
- 3.ACASチップが搭載されたSTBの機能不全により視聴障害が発生した場合には、第11条（施設の修復および費用の負担）に基づき、機器交換をいたします。

第27条（個人情報の保護）

甲は、保有する個人情報の諸情報（乙個人に関する情報で、乙個人を識別できる情報をいいます。以下「個人情報」といいます）を以下の目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つように努めます。

- (1)甲から乙へ提供されるサービスに関する契約の締結、工事の施工、料金請求や収納業務のため。
- (2)甲から乙へのダイレクトメール、電子メール、定時訪問等により情報（当社が提供するサービスに関する各種キャンペーン等のお知らせや商品案内及び業務提携先の商品案内など）を提供しまたは各種アンケート調査を実施するため。
- (3)甲から乙へ、サービス変更及びサービスの休廃止の通知を行なうため。
- (4)乙から甲への要望・意見に対応するための苦情・相談窓口業務のため。
- (5)乙が甲から購入した商品のアフターサービス、メンテナンス、定期点検を行なうため。
- (6)乙が利用するサービスの視聴状況等に関する各種統計処理のため。
- (7)甲のサービスを利用する乙の集団の個人情報集計分析を行い、乙個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、サービスの向上及び新規サービスの開発等を行なうため。

なお、甲の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱い」に関しては、甲のホームページ（<http://www.tcn-catv.co.jp>）において公表します。また、「個人情報の取扱い」につきましては別添付の用紙に記載がございますのでご同意のうえ甲のサービスをご利用ください。

第28条（約款の変更）

当社は、以下の場合において、当社の裁量により約款を変更することができるものとします。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

- (1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項による約款の変更にあたり、約款に明示された効力発生日の1か月前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL）に掲示し、または契約者に電子メールで通知します。
3. 変更後の約款の効力発生日以降に契約者が当社サービスを利用したときは、当該契約者は、約款の変更に同意したものとみなします。

第29条（再契約における約款適用）

乙が、解約もしくは加入契約の解除の後に、再度加入申込を行った場合は、当然に本約款を適用するものとします。

第30条（定めのない事項）

加入契約およびこの約款に定めのない事項については、甲と乙は、加入契約締結の趣旨に即して、誠意をもって協議のうえ円満に解決するものとします。

附則

（実施期日）

1. この約款は2021年4月1日から実施します。

（経過措置）

2. この約款実施の際現に、当社の加入契約約款に規定する加入契約（以下この附則において「旧契約」といいます。）を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する加入契約を締結しているものとみなします。
3. この約款実施前に旧契約に基づき支払い又は支払わなければならなかったサービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
4. この約款実施前にその事由が生じたサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

<料金規定>

1. 加入契約料

- (1) 加入契約料は次の2種類とします。

一般加入者 22,000円（税込）

法人加入者 55,000円（税込）

- (2) 加入契約料はいずれの場合も加入契約締結と同時または当社が指定する日までにお支払いいただきます。

2. 事務手数料

加入契約締結に際する書面作成費用、契約内容や利用者情報を顧客管理システムへ登録するための費用をお支払いいただきます。

1 加入契約毎 2,200円（税込）

3. 工事料

(1) 標準工事

引込工事・端末取付工事 (STB 1 台設置)	22,000円 (税込)
端末取付工事のみ (STB 1 台設置)	11,000円 (税込)

(2) その他の工事

その他工事	実費※
故障点検・補修費	実費※
解約撤去費	実費※

(3) 工事料は、加入契約締結と同時にまたは当社が指定する日までにお支払いいただきます。

※実費は、仕様する機器の代金も含め、当社が別途見積りいたします。

4. 放送サービス基本利用料

基本利用料は1ヶ月あたり以下に定める料金とします。また、基本サービスの視聴が可能になった日の属する月については無料とし、契約終了日の属する月については有料（1ヶ月分の料金金額）とします。

一般加入者

利用コース	端末台数	基本利用料	備考
デラックスコース	1台目	5,448円 (税込)	STBおよび付属物の利用料を含みます。
	2台目以降	2,619円 (税込)	
スタンダードコース	1台目	4,400円 (税込)	STBおよび付属物の利用料を含みます。
	2台目以降	2,619円 (税込)	
ベーシックコース	1台毎	2,200円 (税込)	STBおよび付属物の利用料を含みます。
STBおよび付属物の利用料	1台毎	1,100円 (税込)	
録画機能付きSTBの利用料	1台毎	770円 (税込)	デジタル基本利用料に追加して支払っていただきます。
DVD内蔵STBの利用料	1台毎	1,540円 (税込)	デジタル基本利用料に追加して支払っていただきます。
BD内蔵STBの利用料	1台毎	2,200円 (税込)	デジタル基本利用料に追加して支払っていただきます。

法人加入者

利用コース	端末台数	基本利用料	備考
法人基本コース	1台毎	2,200円 (税込)	STBおよび付属物の利用料を含みます。
STBおよび付属物の利用料	1台毎	1,100円 (税込)	
録画機能付きSTBの利用料	1台毎	770円 (税込)	デジタル基本利用料に追加して支払っていただきます。
DVD内蔵STBの利用料	1台毎	1,540円 (税込)	デジタル基本利用料に追加して支払っていただきます。
BD内蔵STBの利用料	1台毎	2,200円 (税込)	デジタル基本利用料に追加して支払っていただきます。

5. 有料番組利用料

(1) 特別に行うサービス放送の料金は下表のとおりとします。

①月単位サービス放送

別途定めます。

②ペイパービュー（番組ごとに行うサービス放送、以下「PPV」といいます）

別途定めます。

③ペイパーデイ（1日ごとに行うサービス放送、以下「PPD」といいます）

別途定めます。

(2) 月単位サービス放送は、毎月1日から末日までの1ヶ月間を1単位とします。

(3) 月単位サービス放送は、加入者が1回でも放送の提供を受ければ、その日の属する月の1ヶ月分の料金をお支払いいただきます。

(4) 原則としてPPVは1番組毎、PPDは1日毎に当該月利用分をお支払いいただきます。

6. 基本利用料および有料番組利用料のお支払い方法

基本利用料およびサービス放送料は、いずれも毎月27日までにその前月分を当社が指定する方法によりお支払いいただきます。

7. 違約金

第19条5項および6項の場合に適用となります。

機種	単位	違約金	備考
A機種 (B機種以外)	1台毎	15,000円(不課税)	
B機種 (Panasonic製 TZ-BDT920PW)	1台毎	15,000円(不課税)	

8. 損害賠償金

第18条3項および貸与機器等の紛失および修理不能となった場合に適用となります。

機種	単位	損害賠償金	備考
ケーブルデジタルチューナー(STB)	1台毎	40,000円(不課税)	端末本体
録画機能付きSTB	1台毎	50,000円(不課税)	端末本体
BD内蔵STB	1台毎	80,000円(不課税)	端末本体
映像用ONU	1台毎	25,000円(不課税)	端末本体
STB用リモコン	1台毎	3,000円(不課税)	
録画機能付きSTB用リモコン	1台毎	4,000円(不課税)	
取扱説明書	1冊毎	実費	

8. 手数料

B-CASカード再発行手数料	1枚毎	2,160円(税込)	
C-CASカード再発行手数料	1枚毎	2,160円(税込)	

9. 名義書換料

第15条2項に規定する名義書換料は、11,000円(税込)とします。但し、親族への名義変更はこの限りではありません。

10. 解除料

第19条に規定する解除料は、最低利用期間の残余期間分の基本利用料とします。ただし、放送サービスコースの変更があった場合は、最後の当該コースの基本利用料とします。

附則

- (1) 2台以上利用する場合は、基本利用料の最も高い利用コースを1台目とします。基本利用料の最も高い利用コースが複数ある場合はそれぞれの2台目以降の基本利用料の最も高い利用コースを1台目とします。
- (2) 違約金・損害賠償金については不課税となります。

(2020年4月1日改訂)

<別紙>

初期契約解除を求める書面の宛先及び記載例

宛先	〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目1番7号 グラスシティ後楽 東京ケーブルネットワーク株式会社 お客様センター 電話：0800-123-2600（9：30～18：00／日・祝休み）		
書面による解除の記載例	<table border="1"><tr><td data-bbox="379 448 778 1003"><div data-bbox="418 477 504 577" style="border: 1px solid black; width: 54px; height: 45px; margin-bottom: 10px;"></div><p style="text-align: center;">112-0004</p><p style="text-align: center;">東京都文京区後楽一丁目一番七号 グラスシティ後楽</p><p style="text-align: center;">東京ケーブルネットワーク株式会社 お客様センター 行</p><p style="text-align: center;">住所 契約者名（フリガナ） 電話番号</p></td><td data-bbox="821 448 1220 1003"><p style="text-align: center;">「ご契約の内容」書面受領日 20××年○月△日</p><p style="text-align: center;">①放送（または通信）サービス名</p><p style="text-align: center;">②サービス利用料</p><p style="text-align: center;">右記契約を解除します。</p></td></tr></table>	<div data-bbox="418 477 504 577" style="border: 1px solid black; width: 54px; height: 45px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">112-0004</p> <p style="text-align: center;">東京都文京区後楽一丁目一番七号 グラスシティ後楽</p> <p style="text-align: center;">東京ケーブルネットワーク株式会社 お客様センター 行</p> <p style="text-align: center;">住所 契約者名（フリガナ） 電話番号</p>	<p style="text-align: center;">「ご契約の内容」書面受領日 20××年○月△日</p> <p style="text-align: center;">①放送（または通信）サービス名</p> <p style="text-align: center;">②サービス利用料</p> <p style="text-align: center;">右記契約を解除します。</p>
<div data-bbox="418 477 504 577" style="border: 1px solid black; width: 54px; height: 45px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">112-0004</p> <p style="text-align: center;">東京都文京区後楽一丁目一番七号 グラスシティ後楽</p> <p style="text-align: center;">東京ケーブルネットワーク株式会社 お客様センター 行</p> <p style="text-align: center;">住所 契約者名（フリガナ） 電話番号</p>	<p style="text-align: center;">「ご契約の内容」書面受領日 20××年○月△日</p> <p style="text-align: center;">①放送（または通信）サービス名</p> <p style="text-align: center;">②サービス利用料</p> <p style="text-align: center;">右記契約を解除します。</p>		

基本接続サービスに関する規約

第1条（特約の適用）

当社は、東京ケーブルネットワーク加入契約約款（以下「約款」といいます。）第1条に定めるサービスの一つとして、約款に付するこの特約により、基本接続サービスを提供します。

第2条（特約の変更）

- 1 当社は、総務大臣に届出た上で、この特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の特約によります。
- 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条（加入契約の単位）

加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

第4条（加入申込の方法）

- 1 本契約の申込みをすることができる者は、テレビ電波障害地域内で地上系によるテレビジョン放送（放送法（昭和25年法律第132号）第二条十八号に規定するテレビジョン放送）の受信を現に当社より受けている利用者に限ります。
- 2 第1項に定める利用者が基本接続サービスの申込みをするときは、予め約款およびこの特約を承認し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上、当社に提出していただきます。

第5条（加入申込の承諾等）

- 1 当社は、本契約の加入申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、加入申込みを承諾しないことができるものとします。

- (1) 当社のサービスの提供が物理的あるいは技術的な理由等により困難な場合
- (2) 加入申込者が債務の履行を怠ったことがあるなど、この特約上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
- (3) 加入申込書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合
- (4) 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合
- (5) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
- (6) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
- (7) 加入申込者が約款およびこの特約に違反する恐れがあると認められる場合
- (8) その他、当社の業務に著しい支障がある場合
- (9) 約款、この特約および別に定める規定等に、特段の定めがある場合

3 当社は、本人性および年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

4 加入申込者は、加入申込後に宅内工事、解約撤去工事等を着工した場合には、その工事に要した全ての費用を負担するものとします。

5 当社が加入申込みを承諾した場合、加入申込者に対し、放送法第150条の2で交付を義務づけられている書面（以下、この書面を「契約書面」といいます。）を発送します。

第5条の2（加入者からの初期契約解除）

- 1.放送法その他の法令により初期契約解除制度の適用がある場合、加入者は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内は、書面をもって加入契約の解除（以下、「初期契約解除」といいます。）ができ、その効力は解除する旨の書面を発送したときに生じます。ただし、法人名義での契約については、初期契約解除制度の適用対象外となります。
- 2.当社が加入者に対し、初期契約解除制度に関して不実のことを告げたことにより加入者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、加入者が改めて初期契約解除を行うことができる旨を記載して交付した書面（不実告知後書面）を受領した日から起算して8日間を経過するまでの間であれば、加入契約を解除できます。
- 3.加入者が契約解除を求める書面の宛先及び記載例は、別紙の通りです。
- 4.当社は加入者に対し、あらかじめ当社が第15条（料金表）に定める額を上限として、契約解除までに提供

されたサービスの利用料、工事料および事務手数料を請求できるものとします。これらの料金について、当社は加入者に対し、割引及びキャンペーンの適用前の通常料金（サービス利用料は、料金規定に定める月額利用料の30分の1に利用日数を乗じた金額とし、工事料は、料金規定に定める標準工事に該当する金額）を請求できるものとします。

5. 加入契約の初期契約解除の時点で、当社が既に金銭等を受領している場合には、当社は、これを加入者に返還します。ただし、当社は、本条第4項に基づき当社が加入者に対し請求できる額を上限として、金銭等を返還しないことができます。

第6条（基本接続サービス）

1 当社は基本接続サービスの加入者（以下「加入者」といいます。）に対しそのサービス区域内で、放送法第2条に規定する放送事業者のテレビジョン放送およびデータ放送のうち、当社が定めた放送の同時再放送サービス、ならびに当社による自主放送を受信する為の設備の提供を行います。

2 加入者は、サービスの提供を受け始めた日の翌月から第15条（料金表）に定める利用料を毎月支払うものとします。但し、支払い方法については年1回払いとします。

第7条（機器および付属物の貸与及び利用料）

1 加入者は、地上デジタルチューナー及びSTB（付属品を含みます）の使用を申し出ることができます。

2 当社が承諾し、前項の機器等の設置を行った場合には、加入者はそれに要した費用を負担するものとします。

3 加入者は機器等の貸与を受ける場合は、その貸与を受け始めた日の翌月から第15条（料金表）に定める利用料を毎月支払うものとします。但し、地上デジタルチューナーについては、支払い方法は年1回払いとします。

4 加入者は、機器等を使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

5 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第10条（解約）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

6 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

7 当社がこの特約に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第8条（放送サービスへの変更）

1 加入者は、当社が提供する、デジタルデラックスコースまたはデジタルスタンダードコースまたはデジタルベーシックコースへの変更を申し込むことができます。

2 デジタルデラックスコースまたはデジタルスタンダードコースまたはデジタルベーシックコースへの変更を行う場合には、約款第2条（加入契約の成立および加入申込みの撤回等）の規定に準じて取り扱います。ただし、別に定める加入申込書の所要事項の記入捺印を省略し、電話等により当社に申し込むことができるものとします。この場合、当社は、加入申込者に承諾内容を確認する書類を交付することがあります。

3 変更の申込みを当社が承諾し、工事を行った場合、加入者は、別に定める工事費を支払っていただきます。

4 当社は、加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。

5 デジタルデラックスコースまたはデジタルスタンダードコースまたはデジタルベーシックコースへの変更を行った場合には、別途料金規定に定めた利用料を支払うものとします。

6 STBを利用している場合に月の途中で変更を行なった場合には、変更した月より別途料金規定に定めた変更後の利用料を支払うものとします。

第9条（施設維持管理責任における例外事項）

1 加入者は将来当社が当社施設の技術仕様の変更に伴う改変を行うにあたり、当社施設の一部の改変費用を負担するものとします。

2 加入者が負担する当社施設の改変費用は、タップオフ出力端子から保安器入力端子間のケーブルの張替費用とし、事故等によるケーブルの切断、経年劣化によるケーブルの不具合、または仕様変更を伴わない改変・修復費用負担については当社の負担とします。

第10条（途中解約）

年1回払いのサービスについては利用期間途中で解約もしくは加入契約の解除があった場合には、残存日数の如何にかかわらず利用料の日割り計算などによる返金処置は行いません。

第11条（解約）

- 1 加入申込者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する1ヶ月以上前に書面をもって予告しなければなりません。この場合、加入契約は予告期間満了の日に終了します。
- 2 加入者は解約の場合、第15条（料金表）に定める利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の翌月末日までに支払うものとします。
- 3 撤去工事に要する費用のうち、当社施設の撤去工事に要する費用は当社の負担とし、機器および付属物の撤去工事に要する費用は加入者の負担とします。
- 4 加入者が所有もしくは占有する敷地もしくは、家屋その他の構築物等に対して撤去工事に通常伴う損傷が生じた場合、加入者は当社に対し、損害賠償その他一切の請求をすることができません。
- 5 加入者は本条に定める解約、および第11条（停止および解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとし、この返却の方法は当社が指定する方法に従うものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、第15条（料金表）に定める機器損害金を請求します。

第12条（停止および解除）

- 1 加入者が、利用料または各種料金の支払いを遅延したとき、または、この特約に違反する行為をした場合、当社は直ちにサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第10条（解約）の規定に準じて取り扱います。
- 2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、何らの催告をすることなく直ちに加入契約を解除し、かつ、これによって被った損害の賠償を請求することができます。
- 3 当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

第13条（反社会的勢力の排除について）

- 1 加入者は、当社に対し、加入契約時に次の各号のいずれにも該当しないことを確約し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1)暴力団及びその構成員若しくは準構成員
 - (2)暴力団関係企業及びその役員若しくは従業員
 - (3)社会運動を標榜して不当な利益・行為を要求する団体及びその構成員
 - (4)その他前各号に準ずる者、反社会的勢力の構成員若しくはこれらの関係者等
- 2 加入契約後、加入者が前項(1)から(4)に定める事項のいずれかに該当することが判明した場合、加入者は、なんら催告することなく本契約を解除することができ、これによる当社の損害を賠償する責を負いません。

第14条（一時停止および再開）

当社は、基本接続サービスならびに地上デジタルチューナー利用料については約款第16条（乙の申出によるサービス提供の一時停止等）に規定する一時停止または再開を適用しません。

第15条（その他の事項）

この特約に記載のない事項は、特段の記載がない限り約款の定めに従います。

第16条（料金表）

当社は、基本接続サービスに関する料金を以下の通り定めます。

名称	基本接続サービス
分類	デジタル方式による放送受信設備の提供サービス
料金	
1. 事務手数料	2, 200円（税込）

2. 利用料	
基本接続サービス	550円(税込)／月
地上デジタルチューナー利用料	220円(税込)／台 基本接続サービスに追加して支払っていただきます。
3. 工事費、損害賠償金	
標準工事① 引込工事・ 端末取付工事 (STB 1 台設置)	22,000円 (税込)
標準工事② 端末取付工事のみ (STB 1 台設置)	11,000円 (税込)
その他の工事費	実費
故障点検・補修費	実費
機器損害金 ※機器等の紛失及び修理不能による場 合にも適用します。	40,000円 (不課税)／STB 1 台毎
	3,000円 (不課税)／STB 専用リモコン ※リモコンのみ未返却の場合、1 個毎
	実費／取扱説明書
4. 手続きに関する料金	
B-CASカード再発行手数料	2,160円 (税込)／枚
C-CASカード再発行手数料	2,160円 (税込)／枚

附則 施行日 2020年4月1日